

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 11 月 14 日 (火) 第 465 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2 件) (農地整備課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 2
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 835 号

漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により, 同法第 104 条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお, この告示は, その共済責任期間の開始日が令和 5 年 11 月 14 日以後の日である共済契約について適用し, その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については, なお従前の例による。

また, 令和元年 7 月 23 日鹿 児 島 県 告 示 第 238 号 (漁獲共済に係る区域及び区分の設定) は, 廃止する。

令和 5 年 11 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域	区 分
長島町汐見区域 (出水郡長島町大字下山門野の地区)	(1) 主として小型合併漁業を営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業

### 鹿 児 島 県 告 示 第 836 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により, 次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 5 年 11 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病 (牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	薩摩川内市	令和 5 年 9 月 29 日

### 鹿 児 島 県 告 示 第 837 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（土層改良）野間西部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年11月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年11月15日から同年12月13日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農林水産課

#### 鹿児島県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（旧：農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型））（農用地利用保全）中郷下地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年11月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年11月15日から同年12月13日まで
- 3 縦覧場所  
薩摩川内市役所耕地林務水産課

#### 鹿児島県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型、一般）第四曾於北部地区柳井谷換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年11月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年11月15日から同年12月13日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市役所耕地林務課

#### 北薩地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年11月14日

北薩地域振興局長 北園育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズサポート みらい 2	薩摩川内市向田 本町 9-19	株式会社オフィ ス H I G A S H I	薩摩川内市高江 町 654 番地 1	東 峯生	令和 5 年 11 月 1 日	児童発達 支援

## 公 告

### 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 11 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市加治木町木田字江湖 1176 番 13, 1176 番 14, 1176 番 15, 1176 番 16, 1176 番 17, 1176 番 18, 1176 番 28, 1177 番 1 の一部, 1179 番 17 の一部, 1180 番 21 及び 1180 番 22

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都北区桐ヶ丘一丁目 20 番 12 号

株式会社桂紙業

代表取締役 須藤美代子

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 111 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 11 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e CYBORG 009 S 7-K	株式会社ニューギン	310214
ぱちんこ遊技機	P CYBORG 009 S 3-K	株式会社ニューギン	310477
回胴式遊技機	L マクロスフロンティア 4 b A	株式会社ビスティ	330403
回胴式遊技機	L コードギアス復活のルルーシュ Z S	サミー株式会社	3S0863
回胴式遊技機	S ガメラ 2 X R	タイヨーエレクトリック株式会社	330357